

令和4年度農業機械士養成研修実施要領

1 目的

高性能農業機械が進む中、安全かつ効率的に利用するためには、利用技能者及び農業指導者の資質向上が重要となっている。

このため、農業者等を対象に農業機械に関する安全知識並びに整備、運転及び利用技術を習得してもらい、今後の農業生産の中核となる農業機械利用技術者を養成する。

2 主催者

京都府立農業大学校

3 実施期間

令和4年11月1日（火）から11月10日（木）までのうち7日間（土日祝日を除く）

4 実施場所

京都府立農業大学校（11月1日（火）から11月9日（水）まで）

（京都府綾部市位田町松前30 電話 0773-48-0321）

京都府運転免許試験場（11月10日（木））

（京都市伏見区羽束師古川町647 電話 075-631-5181（代表））

5 受講者の人員及び資格

(1) 人員 最大20人まで

(2) 資格

次の各号に該当する者

ア 農業に従事しているもの又は農業指導者（予定者を含む）

イ 普通自動車運転免許証を所有している者

ウ 昭和27年1月1日以降に生まれた者

（令和3年12月31日時点で70歳未満の方）

6 研修日程及び内容

月日（曜日）	時間	午前（学科）	午後（学科または実技）
11月 1日（火）	10:30~16:00	開講式（農業大学校） 農耕作業用トラクタ等に対する 基準緩和について（農産課） 農作業安全について（農産課）	京都府の農業機械の現状と課題 （寺井先生） 農業機械と安全作業 （寺井先生）
11月 2日（水）	9:30~16:00	農業機械の構造・機能と取扱 （寺井先生）	農業機械の運転操作と取扱 （寺井先生）
11月 4日（金）	9:30~16:00	農業機械の作業安全 （京都府農業機械士協議会）	農業機械の点検整備について （京都府農業機械商業協同組合）
11月 7日（月）	9:30~16:00	農業機械の構造・機能と取扱 （寺井先生）	農業機械の運転操作と取扱 （寺井先生）
11月 8日（火）	9:30~16:00	農業機械の構造・機能と取扱 （寺井先生） 技能検定学科試験 （寺井先生）	農業機械の構造・機能（実技） 農業機械士検定試験及び解説 （寺井先生）
11月 9日（水）	9:30~14:00	農業機械の効率的利用 （寺井先生） 技能検定学科試験 （寺井先生）	閉講式 （農業大学校）
11月10日（木）	10:00~16:00	大型特殊自動車（農耕車限定）運転免許試験 京都府運転免許試験場	

講師の都合により内容、担当講師が変更になる場合があります。

7 修了証の交付

所定の課程を修了した者には修了証を交付する。

8 農業機械士検定試験の実施及び農業機械士認定

研修修了者には、京都府農業機械利用技能認定要領に基づき検定試験を実施し、合格者は京都府知事が京都府農業機械士に認定する。なお京都府農業機械士の認定については、京都府農林水産部農産課から通知される。

また、不合格者のうち、技能検定の実技又は学科試験に合格した者は、翌年度に限り合格した実技又は学科試験が免除される。

9 受講申込

(1) 受講申込は9月12日(月)からとし、同日付けで農業大学校ホームページに掲載する。

(2) 受講希望者は農業機械士養成研修受講申込書(別記様式)に必要事項を記入の上、10月14日(金)(当日消印有効)までに京都府立農業大学校に郵送で申し込むこと。

(3) 受講希望者のうち、5の(2)の要件を全て満たす者について、申込順に受講を承認する。

同日消印日で20人を超えた場合は、その消印日の受講希望者の中から抽選する。

(4) 受講承認者には受講承認の通知と研修要領を送付する。

(5) 自己都合等で受講を取り消す場合は、速やかに研修担当職員にその旨報告すること。

10 その他

(1) 研修に必要な経費

ア 傷害共済料 400円程度

不測の事態に備え、傷害共済に加入するので、研修初日の受付時に支払うこと。

イ 運転免許試験手数料他 4,650円(受験手数料2,600円、免許交付申請料2,050円)
(大型特殊自動車免許(農耕車限定)取得者は必要ない)

運転免許試験手数料については、11月10日(木)の大型特殊自動車免許(農耕車限定)試験日に京都府運転免許試験場に支払うこと。

ウ 農業機械化研修テキスト 定価1,980円(税込)

農山漁村文化協会「農学基礎セミナー 新版 農業機械の構造と利用」
研修初日の受付時に支払うこと。

エ 宿泊及び食事は受講者で準備すること。(ごみは持ち帰ること)

(2) 受講者が持参するもの

ア 印鑑(シャチハタ不可)、筆記用具

イ 自動車運転免許証

ウ 写真 脱帽上半身 縦 3cm×横 2.4cm 3葉(大型特殊既取得者は2葉)

エ マスク(新型コロナウイルス感染防止対策用)

(3) 大型特殊自動車免許(農耕車限定)試験について

京都府公安委員会で免許試験を受験するためには、免許証の住所が京都府であることが必要なので、免許証の住所が京都府以外の場合は、事前に京都府内の住所に変更しておくこと。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大防止のために必要な事項は別紙のとおりとし、この取組に同意された受講希望者のみ参加を認める。